

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島本件事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

原告ら準備書面（被害総論13）

中通り検証対象地域の概要

2016（平成28）年6月17日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 安田 純 治
外

第1 本書面の内容について

本書面においては、2016（平成28）年6月28日に実施される中通り検証の対象地域である福島市の概要（第2）、さくら保育園（第3）及び原告阿部哲也の自宅・果樹園（第4）の概要及び被害状況について主張する。

第2 福島市について

1 概要

（1）地理（中通り検証のルート）について

福島市は、福島県中通り地方の北部に位置し、西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に抱かれた福島盆地を中心として緑豊かな自然に恵まれた面積767km²という広大な市域を有する。（別紙1）

福島駅の東側（信夫山の南側）には中心市街が広がり、福島県庁や福島市役所、銀行・証券会社の支店など金融機関、あるいは福島県全体を管轄する支店などが集中している。（別紙2）

この中心街から阿武隈川を隔てた東側に渡利地区がある。同地区は、市営・県営住宅や公務員宿舎、山際には団地も建ち並ぶ住宅地であり、検証対象であるさくら保育園もこの地区にある。さらにその東には年間約20万人の観光客が訪れる花見山公園や、南西には、福島市街を一望できる弁天山公園がある。（別紙3）

福島市の西部には、奥羽山脈を水源とする摺上川、松川、荒川等がそれぞれ扇状地をつくりながら東に向かって流れており、市の東部を南から北に向かって流れる阿武隈川に合流している。かつてこの扇状地は桑畑として利用されていたが、現在では果樹園に転用されている。原告阿部哲也の果樹園もこの地域にある。（別紙4）

（2）気候

福島市は、日本海側と太平洋側の中間の気候であり、盆地特有の内陸性気

候の特徴を示し、夏は蒸し暑く、冬は吾妻おろしと呼ばれる北西の季節風が吹き晴天が多く、積雪はそれほど多くない。

(3) 人口

2011（平成23）年2月末時点での住民基本台帳登録人口（住民は29万2240人（11万6089世帯）であり（甲C80号証）、現在（2016（平成28）年3月末時点）の住民登録数は約28万3823人（12万1160世帯）である（甲C81号証）。

平成23年から平成27年の人口動態（福島市が独自に、各年1月から12月までに届出のあった、住民基本台帳及び外国人登録による転入、転出、出生、死亡など人口の増減にかかわる異動を集計したもの）は甲C82号証のとおりであり、本件原発事故にともなう避難の影響により平成23年及び平成24年に人口が大きく減少している。（甲C83号証）

(4) 観光

奥州三名湯の一つに数えられる「飯坂温泉」、1400年以上の歴史を持ち、「東北三大こけし発祥の地」として有名な溪流沿いの温泉郷「土湯温泉」、東北初の源泉かけ流し宣言をおこなった400年の歴史を有する秘湯「高湯温泉」など、個性的な温泉が数多くある。

高湯温泉と土湯峠を結ぶ全長約29キロメートルの観光有料道路「吾妻磐梯スカイライン」は、最高標高1,622メートルの吾妻連峰を縫うように走っている。作家井上靖氏が命名した「吾妻八景」に代表される景勝地が続いており、春の「雪の回廊」から秋の紅葉まで、季節ごとに雄大で変化に富んだ様々な景色を見ることができる。

日本を代表する写真家故秋山庄太郎氏が「福島に桃源郷あり」と毎年訪れていた花見山公園は、梅・ハナモモ・数種類の桜・レンギョウなどの花々がいっせいに咲き競う花見のシーズンには多くの観光客が訪れる。

福島市の西部には、「フルーツライン」「ピーチライン」などの愛称で親

しまれているフルーツロードが広がっており、観光果樹園やくだもの直売店が軒を連ねている。6月のさくらんぼに始まり、桃、ぶどう、梨、りんごの季節までくだもの狩りを楽しむことができる。

(5) 伝統行事

古くより歌枕で知られる信夫山は福島市の中央に位置し、月山、湯殿山、羽黒山の三山がよく知られている。その信夫三山にある足尾神社の大わらじは、日本一と称され古来より健脚を願って奉納されている。福島わらじまつりは、東北6大祭りこと東北六魂祭の一つに数えられており、日本一の大わらじの伝統を守り、郷土意識の高揚と東北の短い夏を楽しみ、市民の憩いの場を提供する市民のお祭りとして毎年実施されている。

2 歴史・産業

江戸時代の福島は養蚕(ようさん)・製糸業で栄えた。福島(信達地方)はもともと蚕や桑を育てるのに適した場所であった。

奥州街道沿いに南から柳(やなぎ)町・荒(あら)町・中(なか)町・本(もと)町・上(うわ)町・北南(きたみなみ)町・馬喰(ばくろう)町が町場を形成し、生糸(きいと)や蚕種を購入するために全国から商人や旅人が集まり賑わった。阿武隈川舟運が利用されて、全国各地の織物や染め物・木綿・古着などが運ばれてきた。

全国的な流通の一方で、福島の庶民の生活を支えたのは、「地廻(じまわり物)」と呼ばれる地元の産物で、地元の産物が地元で取引・消費され円滑な経済活動が営まれていた。

1887(明治20)年、東京と福島が鉄道で結ばれ、さらに1891(明治24)年には東北本線が青森まで伸び、それに伴い、阿武隈川の舟運は終焉した。1899(明治32)年には、奥羽本線、磐越西線が開通し、東北の玄関にあたる福島は、生糸・米の集散地として、ますます賑わった。

同年7月、東北地方で最初の、日本銀行としては7番目の店舗として日本銀行

行福島出張所が開設された。全国的にみても早い時期に同出張所が開設されたのは、江戸時代から養蚕・製糸業が盛んで商業の町として賑わい、当時の重要輸出品であった生糸や米穀の有数の集散地として、東北の金融の中心であったためである。その後、多くの株式・合資会社など商業系の会社が生まれた。

現在も本町から大町の奥州街道（レンガ通り）沿いには日銀支店を始めとした地方銀行・証券会社の支店など金融機関、あるいは福島県全体を管轄する支店などが集中し、福島県における業務機能の集積地となっている。

養蚕・製糸業は、世界恐慌以降の海外市場の喪失、代替品の普及などの影響で徐々に衰退し、果樹、水稻へと移行していった。現在は、全国有数の収穫量を誇る桃をはじめ、梨、りんご、ぶどう、さくらんぼなど果樹の栽培が盛んである。

第3 さくら保育園について

1 概要

さくら保育園は、社会福祉法人わたり福祉会が1980（昭和55）年に開園した認可保育施設である。「子どもの豊かな発達を保障し、生活を大事にする保育」「保護者とともに行う保育」「科学的なうらづけのある保育」を基本方針として掲げている。

同保育園は、福島市の中心街から東方向、同市内を南北に流れる阿武隈川に隔てられた渡利地区にある。同保育園の北側には殿上山、東側には年間約20万人の観光客が訪れる花見山、南西の方角に弁天山があり、山々に囲まれた自然溢れる環境が広がっている。

同保育園は、福島第一原子力発電所から、直線距離で北西方向に約60キロメートルの位置にある。

2 原発事故後の経緯（行政による主な対応）

- (1) 2011（平成23）年4月5日から同月7日にかけて、福島県災害対策本部による福島県内の1600か所以上の小・中学校・幼稚園・保育園の環境放射線モニタリング調査が実施された。その結果、本件検証場所であるさくら保育園では、地上1メートルの地点で3.9マイクロシーベルト毎時、地上1センチメートルの地点で5.3マイクロシーベルト毎時が計測された。同じ渡利地区にある渡利小学校（福島市渡利八幡町120）では4.8マイクロシーベルト毎時（地上1メートル地点）、渡利中学校（福島市渡利平内町106）では5.4マイクロシーベルト毎時（地上1メートル地点）が計測された。（甲C85号証）
- (2) 同調査後、厚生労働省から、福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用に関して、同年4月19日付けで「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」が発出された。（甲C86号証）

上記福島県災害対策本部の調査結果では同園の園庭で3.9マイクロシーベルト毎時（地上1メートルの地点）という空間線量率が計測されており、上記通知にある基準を超えていた。このような状況において、同園では、園児を守るため、後述のとおり、独自の放射線防護対策を講じていかなければならなかった。
- (3) 同年5月末から6月上旬にかけて、行政により園庭の表土を除去する大規模な除染が実施された。除去された汚染土は、園庭の南東側に約50平方メートルの穴を掘って埋められた。また、建物除染も行われ、中庭のデッキ等の洗浄やデッキ下の泥の除去がなされた。（甲C84号証、甲C87号証）
- (4) 同年9月、渡利地区での除染が行われることとなり、園庭で上記除染終了後も線量が高かった部分について再度除染された。（甲C84号証）
- (5) 同年12月、各地域の測定所において、実際に使用する食品の安全性を確認するための食品測定器が設置された。（甲C88号証）

- (6) 2012（平成24）年1月、園庭南東側にモニタリングポストが設置された。
- (7) 同年4月、給食に使用する食材の混合試料を測定する食品測定器が市内保育所に設置された。なお、後述のとおり、さくら保育園はこの指定された測定器ではなく、独自に発注した測定器を導入した。
- (8) 2014（平成26）年11月に殿上山の里山除染が行われた。
- (9) 2016（平成28）年3月末、福島市が殿上山頂上児童遊び場の除染を完了した。

3 原発事故後の経緯（さくら保育園の取り組み）（甲C89）

- (1) 2011（平成23）年6月、行政による除染の対象外とされた犬走りのゴムマット部分に水を入れたペットボトルを敷き詰めた。プールに通じる部分にはペットボトルを敷き詰めた上にすのこを敷いた。プールは保護者とともに高圧洗浄機で洗浄し、排水溝部分に水入りのペットボトルを積み重ね、放射線を遮蔽する対策を講じた。同対策後の線量を計測し、保護者に通知した。（甲C90）
- (2) 同年7月、行政による建物除染後も中庭の放射線量が下がらなかったため、自主的な除染を実施し、デッキ下の排水溝部分に水を入れたペットボトルを設置するなどして放射線を遮蔽する対策を講じた。一定程度線量が下がったことを確認し、中庭で0歳児及び1歳児のプール遊びを開始した。
- (3) 同年9月、園庭の遊具（すべり台、登り棒、鉄棒）の下に敷いてあったゴムマットの撤去が行われた。同対策後、園庭で30分に制限しての外遊びを開始した。（甲C91）
- (4) 同年11月、園庭に築山を設置した。
また、犬走りのゴムマットを撤去し、コンクリート部分を削り取り、モルタルを塗る方法で、自主的な除染を実施した（甲C92号証）。園庭周囲に水の入ったペットボトルを敷き詰める対策も開始した。

- (5) 2012（平成24）年4月、園独自に導入した食品放射能測定器（安齋メディカル株式会社製の食品・試料の放射能（ γ 線）汚染のスクリーニング測定装置（AZ-800V）が設置され、同年5月から給食に使用する食材の測定を開始した。
- (6) 同年10月、運動会を園庭で開催した。事故前と異なり、裸足ではなく靴を履き、砂埃があがりそうな競技（玉入れ、大玉転がし、つなひき等）はプログラムから除き、乳児は抱っこで参加した。
- (7) 2013（平成25）年5月、専門家の調査チームに依頼して、散歩コースの詳細な放射線量測定を開始し、調査結果を散歩コース放射能マップにして掲示した。
- (8) 同年10月、一部の散歩コースで散歩を再開した。
- (9) 2016（平成28）年4月末、殿上山散歩コースでの散歩を一部のクラスで限定的に再開した。

第4 原告阿部哲也の自宅及び果樹園について

- 1 原告阿部哲也の被害については原告被害各論準備書面10（2014（平成26）年3月25日提出）のとおりである。

以下、笹木野地区と「萱場梨」の歴史、原告阿部哲也が独自に測定した土壌汚染、空間線量率、及び積算被ばく線量の測定、農業体験学習について追加して主張する。

- 2 笹木野地区と萱場梨の歴史について

原告阿部哲也が梨を栽培している笹木野地区は、くだもの王国福島の代表である梨の名産地として知られており、梨畑が広がり、農地と住宅地が混在している。

笹木野地区での梨栽培の歴史は、明治以来100年以上と古い。その歴史は、1887年に笹木野出身の鳴原佐蔵（しぎはらさぞう）が原野を開墾し、梨の

苗木50本を移植したことに始まる。笹木野地区を含む福島市西部は、排水の良い土壌と盆地特有な高温多湿の気候に加え、昼夜の温度差が非常に大きく、梨の栽培に適した土地と言われている。地域の梨農家は、創意工夫を凝らし、代々梨の栽培を続け、笹木野地区等で栽培される梨は、「萱場梨」ブランドとして市場でも高く評価されてきた。(甲C93)

3 土壌汚染測定について

(1) 原告阿部哲也は、加入している農業生産者団体と協力し、樹園地の空間線量率の測定を2012(平成24)年5月から定期的(年1回)に実施してきた。

(2) 土壌汚染濃度の測定は、多機能ポータブルスペクトロメータ(AT6101DR)を利用して行われている。同測定器は、土壌中のヨウ素131、セシウム134、セシウム137及び天然放射性核種等を測定、分析することができ、GPS機能により測定場所の緯度経度も記録化される。(甲C94号証)

(3) この土壌汚染濃度の測定によって、2012(平成24)年5月は5700ベクレル/kgから6600ベクレル/kg(梨畑2カ所、りんご畑1カ所の合計3カ所で測定)という数値が検出された。2013(平成25)年4月には4900から5400ベクレル/kg(梨畑2カ所、りんご畑1カ所の合計3カ所で測定)、2014(平成26)年5月には4400から4500ベクレル/kg(梨畑1カ所、りんご畑1カ所の合計2カ所で測定)、2015(平成27)年4月には3780から4055ベクレル/kg(梨畑1カ所、りんご畑1カ所の合計2カ所で測定)という数値がそれぞれ検出された。(甲C95号証、甲C96号証)

4 空間線量率の測定について

(1) 原告阿部哲也は、加入している農業生産者団体と協力し、樹園地の空間線量率の測定も2013(平成25)年4月から定期的に行ってきた。

- (2) 空間線量率の測定は、シンチレーションサーベイメーター（型式：NHC 6）を利用して行われている（甲C97号証）。地上1メートルの高さで、本件果樹園の梨の木付近とりんごの木付近の2か所を継続して観測している。
- (3) この空間線量率測定によって、2013（平成25）年4月には、毎時1.02から1.08マイクロシーベルト（梨畑2カ所、りんご畑1カ所の合計3カ所で測定）、2014（平成26）年5月には毎時0.70から0.78マイクロシーベルト（梨畑1カ所、りんご畑1カ所の合計2カ所で測定）、2015（平成27）年4月には毎時0.52から0.65マイクロシーベルト（梨畑1カ所、りんご畑1カ所の合計2カ所で測定）という数値がそれぞれ検出された。（甲C95号証）

5 積算被ばく線量について

- (1) 原告阿部哲也は、獨協医科大学の木村真三准教授の協力を得て、2013（平成25）年8月26日から9月8日までの2週間、（株）千代田テクノル社製半導体積算線量計(D-シャトル)を付けて生活し(甲C98号証)、外部被ばく線量を計測した。
- (2) その結果、14日間で合計72マイクロシーベルトの外部被ばくをしていることが分かった。単純計算で1年間の積算被ばく線量に換算すると1.88ミリシーベルトになる。（甲C99号証）

6 中学生の農業体験学習について

- (1) 原告阿部哲也の住む地域では、地元の中学校で、総合学習の一環として、毎年春の受粉作業から収穫体験まで数回にわたって園地で農作業を体験させるという取り組みが実施されていた。この地域では50年以上続いていた伝統ある取り組みであった。（甲C100号証）
- (2) けれども、同取り組みは、原発事故後実施されておらず、現在も再開されていない。果樹園の除染として、梨は粗皮削り、りんごは樹体の高圧洗

浄のみ実施され、樹園地そのものの除染がなされていないためである。(甲
C 8 4号証)

- (3) このように、この地域に生活する子どもたちの、地域の農業、地域との
つながりを学ぶ教育の場も奪われている。

以上